

答 申

1 審査会の結論

諮問第161号案件「世田谷区児童相談所及び児童相談所と協働する児童養護施設にて保護管理する児童〇〇の〇〇と世田谷区児童相談所における〇〇以降の交渉記録又は打合せ議事録」に係る行政情報非開示決定処分(令和5年7月7日付第119号)について、非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和5年7月26日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同月31日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、請求人が行った「世田谷区児童相談所及び児童相談所と協働する児童養護施設にて保護管理する児童の〇〇の〇〇と同児童相談所における〇〇以降の交渉記録若しくは打合せ議事録」の行政情報開示請求(令和5年度受付第119号。以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が令和5年7月7日付けで行った非開示決定処分(以下「本件処分」という。)のうち、全ての非開示部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ①児童相談所は請求人に対して一切情報を提供せず、〇〇とだけ情報のやり取りや場合によっては面談もしているようである。児童相談所は裁判所の判断を無視し請求人の監護権を侵害している。
- ②「個人に関する情報」というが、共同監護権を行使するための情報であり、条例にいう「個人」には該当しない。請求人も共有できる情報であり、請求人を含めての「個人」の情報である。非開示の決定は条例の解釈適用を誤っており、速やかに文書開示がなされるべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件開示請求につき、当該情報の存否を答えることは、条例第7条第2号が規定する非開示情報を開示することになるとして、条例第9条に基づき、当該情報の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否し、本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報

に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。」と規定しており、条例は開示請求時の行政情報の開示を原則としている。

- (2) 一方、条例第7条第2号では、例外的に非開示となる情報を、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。
- (3) また、条例第9条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
- (4) これを本件処分についてみると、請求人が本件審査請求において開示を求めている内容は、特定の個人が児童相談所と行った交渉の記録又は打合せの議事録であり、当該文書が存在しているか否かを答えることは、特定の個人が児童相談所と交渉又は打合せを行ったか否かという条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当する非開示情報を開示することとなるものであるため、条例9条の規定に基づき、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することとしたことは妥当である。
- (5) また、請求人の主張として、「児童相談所は裁判所の判断を無視し請求人の監護権を侵害している。」とあるが、個人に関する情報を含む理由から非開示にしたのであり、本件処分と監護権は因果関係がないと解する。
- (6) 以上のことから、本件処分は条例に基づき適法に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件審査請求対象文書は、世田谷区児童相談所及び児童相談所と協働する児童養護施設にて保護管理する児童の〇〇の〇〇と児童相談所における〇〇以降の交渉記録又は打合せ議事録である。

審査請求書によると、請求人は本件処分を取り消し、全部開示とすることを求めている。

本件処分において、実施機関は当該行政情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否している。

そこで、当審査会は本件審査請求対象文書の条例第7条第2号及び第9条該当性について、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第2号及び第9条該当性について

条例第7条第2号は、非開示となる情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

また、条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これを本件についてみると、本件請求に係る開示請求書には、「世田谷区児童相談所及び児童相談所と協働する児童養護施設にて保護管理する児童の〇〇の〇〇と同児童相談所における〇〇以降の交渉記録若しくは打合せ議事録」と記載されており、これは特定の個人と児童相談所の交渉の記録又は打合せの議事録の開示を求めるものである。当該請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えることは、特定の個人が児童相談所と交渉又は打合せを行ったか否かという個人に関する情報（条例第7条第2号）を開示することとなる。

よって、実施機関が条例第9条の規定に基づき、当該行政情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、非開示決定を行ったことは妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和6年1月31日	(諮問第161号) ・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。
令和7年4月17日	(令和7年度第1回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和7年6月10日	(答申第161号) ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 大林 啓吾

副会長 土田 伸也

委員 太田 航平

委員 白石 裕美子

委員 松村 武志